

宿泊施設容積緩和制度運用指針

1. 趣旨

平成28年6月に、国土交通省から地方公共団体へ、訪日外国人の更なる増加を見据えた、宿泊施設の供給確保に向けた取組みとして、宿泊施設の整備に着眼した容積率緩和に関する通知が出された。

本市としても、宿泊総数及び宿泊客数の外国人比率の増加などを目標に掲げ、観光振興に取り組んでいることから、良質な宿泊機能を導入する優良な拠点開発等を誘導するため、本指針を定め「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」及び「総合設計制度の許可基準」において、評価対象とする宿泊施設の基準を示すものとする。

2. 宿泊施設の基準

(1) 客室に関する基準

- ・客室総数は50室以上とする
- ・客室面積は原則、最低面積15㎡以上かつ2割以上は22㎡以上とする
- ・22㎡未満の客室についてはシングルに限る

(2) 外国人宿泊者への配慮に関する基準

- ・国際観光ホテル整備法に基づく、外国人宿泊客の利便の増進のための措置に対応したもの

国際観光ホテル整備法施行規則第14条の2（外客の利便の増進のための措置）

- 一 複数の外国語による案内標識を整備すること。
- 二 宿泊その他のサービスについて、クレジットカードによる料金の支払を可能とし、かつ、一定数以上の外客を受け入れる施設にあっては、本邦通貨と外国通貨の両替その他の方法により本邦通貨の取得を可能とすること。
- 三 インターネットを利用することができる機能を有する設備の整備を図ること。
- 四 外客の接遇の充実を図るための措置として次に掲げるもの
 - イ 外客接遇上必要な外国語会話の能力を有する複数の従業員による接遇を可能とすること。
 - ロ 外客接遇上必要な複数の外国語会話の能力を有する従業員による接遇を可能とすること。
- 五 外国語により当該登録ホテル又は旅館の名称を記載した看板を整備すること。
- 六 当該登録ホテル又は旅館に宿泊する外客の観光に適する観光地の情報を外国語により記載された案内書の配布その他の方法により提供すること。
- 七 宿泊客に対して提供する朝食又は夕食の料金を定め、当該料金を日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示すること。
- 八 高齢者、身体障害者等が客室の利用を容易にするための設備を整備し、備品を備えること。

(3) その他

- ・旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」のための施設とする
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する、専ら異性を同伴する客の宿泊等に利用させる営業のための施設などは適用除外